

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

福知山市

I 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

II 促進計画の目標

1 福知山市全区域

(1) 現況

本地域は、由良川の中流域に位置し福知山盆地にひらけており、特に由良川流域を中心とした稲作が盛んであるが、茶や大豆・小豆などの栽培なども行われ、近年では万願寺甘とうや紫ずきんなどの京ブランド野菜の生産にも力をいれている。このように農業生産活動等を行うことにより国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、担い手の高齢化や減少等により耕作放棄が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されており今後の課題となっている。また、本地域の多くは特定農山村地域に指定されるなど傾斜地が多いなどの立地特性から、平場地域と比べ生産条件の格差も大きく、格差是正に向けた取組も必要である。

環境に配慮した農業の取組として、みどり認定の取得などにより消費者への安全、安心な農産物の提供に向けた取組を推進するとともに、付加価値を付けた農産物販売の促進を図る観点からも、当地域において環境負荷の軽減に配慮した持続性の高い農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払交付金)に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号(多面的機能支払交付金)に掲げる事業も併せて行うよう集落等に働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図るために法第3条第3項第3号(環境保全型農業直接支払交付金)に掲げる事業を推進する。

III 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
① 福知山市全区域 (農業振興地域全域)	法第3条第3項第1号(多面的機能支払交付金)に掲げる事業及び同項第2号(中山間地域等直接支払交付金)及び同項第3号(環境保全型農業直接支払交付金)に掲げる事業

IV 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域設定しない。

V その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、本計画の1で定める区域の中の次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内かつ地域計画内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、事業計画に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法の指定地域

雲原、金山、三岳、金谷、上川口、下川口、上六人部地域の旧7ヶ村

旧三和町全域

旧夜久野町全域

旧大江町全域

(イ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (イ) 市長の判断によるもの
 - ・緩傾斜農用地
アの(ア)に示す指定地域内で、田は 1/100 以上～1/20 未満、畑、草地、採草放牧地は 8 度以上～15 度未満の傾斜農用地を対象とする。
 - (オ) アの(イ)に示す指定地域のうち、次の要件を全て満たす農用地であること。
 - a 集落営農組織の設立が見込まれる地域又は、集落営農組織の育成が特に必要であると認められる地域
 - b 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑 15 度以上）で構成される団地で、1 h a 以上の一団の農用地であること。ただし、集落協定等の認定時において、1 h a 以上の一団の農用地の面積が 1 h a 未満となった場合においても、引き続き令和 1 年度まで交付の対象とすることができます。

2 対象者

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 に定める者を対象者とする。

なお、同実施要領第 6 の 1 の（2）の「認定農業者に準ずる者」とは、福知山市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定められた者や地域計画に記載されている農業者、団体など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。